

新型コロナウイルスに対する当事務所の対応について

この度、新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が全国に向けて発令されたことを受け、当事務所では感染拡大防止の観点より不要不急の方の入室をご遠慮いただいております。
現状をご理解いただき、ご協力等よろしくお願いいたします。

令和2年4月21日

広島西部山系砂防事務所